3　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号トに規定する計画に基づく援助に係る障害者（次項及び次条第三号において単に「障害者」という。）が法第四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「六万円」とあるのは「三万円」と、「八万円」とあるのは「四万円」と、同号ロ中「九万円」とあるのは「五万円」と、「十二万円」とあるのは「六万円」とする。

4　（略）

5　施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号トに該当する事業主が、その雇用する労働者に対し、同条第七項に掲げる研修を修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用の全額を負担した場合にあっては、第一項第二号に定める額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するものとする。

第二条　助成金の対象となる援助等の期間は、次の各号に定める期間とする。

一　前条第一項第一号イ及びロに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき一年八月を限度とする。

二　前条第一項第一号ハ及びニに掲げる助成金　訪問型職場適応援助者が援助等を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行われる援助等の期間。ただし、障害者一人一回の援助等につき二年八月を限度とする。

三　（略）

第四条　指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの等（令和七年厚生労働省告示第八十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四条の十一の二に規定する基礎的研修（以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、養成研修修了者でないものを養成研修修了者とみなす。 イ・ロ　（略） ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第三号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第二十四条の障害者職業カウンセラー又は同法第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの従事者 二　（略）	一　就労選択支援員養成研修（就労選択支援の業務に関する知識及び技術を習得することを目的として就労選択支援員養成研修対象者（イからハまでに掲げる者その他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が適当と認める者として障害者の就労に係る支援を直接行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間が通算して五年以上であるもの又は障害者の雇用の促進等に関する基礎的研修（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十条第四号及び第二十二条第五号の規定により障害者職業総合センター及び地域障害者職業センターが行う研修のうち雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与するものその他厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める研修をいい、以下単に「基礎的研修」という。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。以下同じ。）に対して行う研修であって、別表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「養成研修修了者」という。）であること。ただし、令和十年三月三十一日までの間は、基礎的研修又はこれに相当する研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、養成研修修了者とみなす。 イ・ロ　（略） ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律第二十条第三号の職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第一項第二号の企業在籍型職場適応援助者を除く。）、同法第二十四条の障害者職業カウンセラー又は同法第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの従事者 二　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から適用する。